

○松山市中央卸売市場業務条例施行規則

平成17年4月13日

規則第35号

松山市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者(第5条―第17条)

第2節 仲卸業者(第18条―第32条)

第3節 売買参加者(第33条―第39条)

第4節 関連事業者(第40条―第46条)

第3章 売買取引及び決済の方法(第47条―第89条)

第4章 卸売の業務に関する品質管理(第90条―第93条)

第5章 市場施設の使用(第94条―第102条)

第6章 市場運営協議会(第103条―第106条)

第7章 市場取引委員会(第107条―第110条)

第8章 雑則(第111条―第115条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(取扱品目)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める食料品及び農産品等は、市場及び取扱品目の部類ごとに次の表のとおりとする。

市場	取扱品目の部類	規則で定める食料品・農産品等
中央市場	青果部	調理冷凍加工品・うずらの卵
	花き部	農産品の苗及び花器等
水産市場	水産物部	調理冷凍加工品

(卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻)

第4条 条例第6条第2項の規定による卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、市場及び取扱品目の部類ごとに次の表のとおりとする。

市場	取扱品目の部類	時刻
中央市場	青果部	販売開始時刻 4時30分
		せり販売開始時刻 6時30分
		販売終了時刻 15時
	花き部	販売開始時刻 10時
		せり販売開始時刻 12時
		販売終了時刻 17時
水産市場	水産物部	販売開始時刻 4時30分
		せり販売開始時刻 5時
		販売終了時刻 15時

2 卸売業者の行う卸売のためのせり販売開始時刻は、電鈴又は振鈴で告知する。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(保証金の額)

第5条 条例第10条第1項の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次の表のとおりとする。

市場	取扱品目の部類	年間卸売金額	保証金の額
中央市場	青果部	50億円未満	300万円

		50億円以上100億円未満	400万円
		100億円以上150億円未満	500万円
		150億円以上200億円未満	600万円
	花き部	10億円未満	200万円
		10億円以上50億円未満	300万円
		50億円以上100億円未満	400万円
		100億円以上150億円未満	500万円
水産市場	水産物部	50億円未満	300万円
		50億円以上100億円未満	400万円
		100億円以上150億円未満	500万円
		150億円以上200億円未満	600万円
		200億円以上250億円未満	700万円

- 2 前項の表に規定する年間卸売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)は、当該年度の開始日前1年間の卸売金額とし、新規に法第15条第1項の許可を受けて業務を開始するものについては、業務開始後1年間の卸売の予定金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)とする。

(保証金代用の有価証券の評価額)

第6条 条例第10条第2項の有価証券を保証金に充てる場合における同条第3項の規定によ

る当該有価証券の評価額は、次の表に掲げるとおりとする。

有価証券の区分	評価額
国債証券	額面金額の100分の100
地方債証券	額面金額の100分の100
日本銀行が発行する出資証券	額面金額の100分の80
特別の法律により法人が発行する債券	額面金額の100分の80

- 2 記名債券を保証金に代用する場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

(せり人の登録)

第7条 条例第14条第2項及び同条第3項に規定するせり人の登録申請書及び登録通知書の様式は、それぞれ別記第1号様式及び別記第1号様式の2によるものとする。

- 2 前項の申請書には登録を受けようとするせり人に関する次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書及び写真2葉
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (3) 住民票の写し
- (4) 市町村長が発行する身分証明書
- (5) 条例第14条第4項第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(せり人の登録簿等)

第8条 条例第14条第3項に規定するせり人登録簿、せり人登録証及びせり人章の様式は、それぞれ別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式のとおりとする。

(せり人登録試験)

第9条 条例第14条第5項の規定による試験は、次に掲げる事項について筆記又は口述の方法で行うものとする。

- (1) 市場業務に関する一般常識及び一般経済常識
- (2) 市場業務に関する法令についての専門的知識

(3) その他せり人として業務を行うために必要な実務上の知識

(せり人の登録更新申請)

第10条 条例第15条第2項の規定によるせり人の登録更新申請書は、別記第5号様式のとおりとし、第7条第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。

2 市長は、条例第15条第1項の規定によりせり人の登録更新をしたときは、別記第5号様式の2により申請者に通知するとともに当該せり人に係る登録証及びせり人章の更新を行うものとする。

(せり人の不適格事実の生じた場合等における届出)

第11条 卸売業者は、せり人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を、別記第6号様式により市長に届け出なければならない。

(1) 条例第14条第4項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 住所又は氏名を変更したとき。

(せり売以外の方法による販売担当者の届出等)

第12条 卸売業者は、せり売以外の方法で販売しようとするときは、その販売に従事する者(以下「販売担当者」という。)について、別記第7号様式により市長に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、また同様とする。

2 販売担当者は、せり売以外の方法で販売する業務に従事するときは、氏名を明示しなければならない。

(従業者に関する届出)

第13条 卸売業者は、その業務に関して従業者を雇用したときは、遅滞なくその従業者の住所及び氏名その他市長が指定する事項を、別記第8号様式により市長に届け出なければならない。その従業者が退職又は死亡したときも、また同様とする。

2 従業者がその業務に関し不正な行為をしたときは、市長は、卸売業者に対してその処分をすべきことを勧告することができる。

(卸売業者の役員及び従業者の標識)

第14条 卸売業者の役員及び従業者は、市場業務に従事するときは、一定の記章及び帽子を着用しなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章及び帽子を定めたとき、又は変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(農林水産大臣に提出する書類の写しの提出)

第15条 市場の卸売業者若しくは卸売業者になろうとする者が農林水産大臣に書類を提出するときは、その写しを市長に提出しなければならない。

(卸売業者の株主総会招集の際の届出)

第16条 卸売業者が株主総会を招集しようとするときは、あらかじめその日時、場所及び付議事項を市長に報告しなければならない。

(残高試算表の提出)

第17条 卸売業者は、毎月25日までに前月分の残高試算表を市長に提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請)

第18条 条例第21条第3項の規定による仲卸業務の許可申請は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該申請者が個人である場合

ア 履歴書及び写真2葉

イ 戸籍抄本又はこれに代わる書面

ウ 住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 申請者が条例第21条第4項第2号、第3号及び第5号に該当しないことを誓約する書面

カ 県、市町村民税及び固定資産税の納税証明書

キ 事業計画書

ク 資産調書

ケ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業許可証の写し(生鮮水産物を取扱品目とする者に限る。次号及び第33条において同じ。)

(2) 当該申請者が法人である場合

ア 定款及び規約等

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 業務を執行する役員の前号アからカまでに掲げる書類

オ 事業計画書

カ 法人市民税の納税証明書

キ 食品衛生法の規定による営業許可証の写し

(仲卸業務許可証の交付)

第19条 市長は、条例第21条第1項の規定により仲卸業務の許可をしたときは、別記第10号様式による許可証を交付するものとする。

(仲卸業者の預託すべき保証金の額)

第20条 条例第23条第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに条例別表第5に掲げる使用料限度額(月額)の3倍とする。

2 前項の保証金については、第6条の規定を準用する。

3 前項の保証金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(仲卸業者売買参加章の交付)

第21条 市長は、仲卸業者が保証金を預託したときは、別記第11号様式による仲卸業者売買参加章を交付するものとする。

(仲卸業者売買参加補助者等)

第22条 市長は、市場業務の適正かつ迅速な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者1人当たり10人以内の卸売業者の行う卸売の相手方として売買に参加できる

者(以下「仲卸業者売買参加補助者」という。)を当該仲卸業者の役員又は雇用人のうちから承認することができる。

2 前項の規定による仲卸業者売買参加補助者が卸売の相手方としてなした行為は、すべて当該仲卸業者に帰属する。

3 第1項の規定による承認を受けようとする仲卸業者は、別記第12号様式による承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 履歴書及び写真2葉

(2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面

(3) 住民票の写し

4 市長は、前項の承認をしたときは、別記第13号様式による仲卸業者売買参加補助証及び別記第14号様式による仲卸業者売買参加補助章を交付するものとする。

(売買参加章等の着用)

第23条 卸売業者の行う卸売に参加するときは、仲卸業者は市長が定める帽子及び第21条に規定する仲卸業者売買参加章を、仲卸業者売買参加補助者は、市長が定める帽子及び前条第4項に規定する仲卸業者売買参加補助章を、それぞれ着用しなければならない。

2 仲卸業者は、仲卸業者売買参加章を、仲卸業者売買参加補助者は、仲卸業者売買参加補助章を他人に貸与し、又は贈与してはならない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第24条 条例第24条第3項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとし、意見を陳述する期間は、通知到達の日から10日以内とする。

(仲卸業者売買参加証等の返還)

第25条 仲卸業者は、条例第24条又は第78条第2項の規定によりその資格を失ったときは、仲卸業者売買参加証、仲卸業者売買参加章、仲卸業者売買参加補助証及び仲卸業者売買参加補助章を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第26条 条例第25条第3項の規定による認可申請書の様式は、別記第16号様式及び別記第

17号様式のとおりとし、第18条第2項に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 別記第16号様式による申請の場合は、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し

(2) 別記第17号様式による申請の場合は、合併又は分割に係る契約書の写し

(仲卸業務の相続の認可申請)

第27条 条例第26条第4項に規定する認可申請書の様式は、別記第18号様式のとおりとし、第18条第2項に掲げる書類及び相続を証する書面並びに当該仲卸業務を引き続き営むことについての申請人以外の相続人の同意書の写しを添えて行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定による市長の認可は、別記第18号様式の2により行うものとする。

(名称変更及び休業等の届出)

第28条 条例第27条の規定による届出は、別記第19号様式により行うものとし、同条第1項第2号の届出は当該届出事項に該当する日の3日前までに、同条第1項第1号、第3号及び第4号並びに同条第2項の届出については、当該届出に係る事実の生じた日から10日以内に、原因を証する書類を添えてそれぞれ行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第29条 条例第28条第1項の規定による事業報告書の提出は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 利益金処分書又は欠損金処理書

2 条例第28条第2項の規定による報告は、別記第20号様式により行うものとする。

(仲卸業者の流動比率及び自己資本比率等の基準)

第30条 条例第77条第2項の規則で定める場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

(不適格事実の生じた場合の届出)

第31条 仲卸業者又はその業務を執行する役員は、条例第21条第4項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を別記第21号様式により市長に届け出なければならない。

(準用規定)

第32条 第16条の規定は、仲卸業者に準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請)

第33条 条例第29条第1項の承認を受けようとする者は、別記第22号様式による承認申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該申請者が個人である場合

- ア 履歴書及び写真2葉
- イ 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- ウ 住民票の写し
- エ 市町村長が発行する身分証明書
- オ 申請者が条例第29条第4項第3号及び第4号に該当しないことを誓約する書面
- カ 県、市町村民税及び固定資産税の納税証明書
- キ 食品衛生法の規定による営業許可証の写し
- ク 愛媛県食品行商条例(昭和27年愛媛県条例第62号)の規定による行商許可証の写し
(生鮮水産物を取扱品目とする者に限る。)

- (2) 当該申請者が法人である場合

- ア 定款及び規約等
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 業務を執行する役員の前号に掲げる書類

オ 食品衛生法の規定による営業許可証の写し

- 2 市長は、健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、条例第29条第1項の規定による承認について、市場関係者の意見を聴くことができる。

(売買参加者承認証及び売買参加章の交付)

第34条 市長は、条例第29条第1項の規定により売買参加者の承認をしたときは、別記第23号様式による売買参加者承認証及び別記第24号様式による売買参加者売買参加章を交付するものとする。

(売買参加者売買参加補助者等)

第35条 市長は、市場業務の適正かつ迅速な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者1人当たり3人以内の卸売業者の行う卸売の相手方として売買に参加できる者(以下「売買参加者売買参加補助者」という。)を当該売買参加者の役員又は雇用人のうちから承認することができる。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする売買参加者は、別記第12号様式による承認申請書に第22条第3項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をしたときは、別記第13号様式による売買参加者売買参加補助証及び別記第14号様式による売買参加者売買参加補助章を交付するものとする。

- 4 第22条第2項の規定は、第1項の承認に準用する。

(売買参加章の着用等)

第36条 第23条の規定は、売買参加者及び売買参加者売買参加補助者に準用する。

(名称変更等の届出)

第37条 条例第30条第1項の規定による届出は、別記第25号様式によるものとする。

- 2 条例第30条第2項の規定による届出は、別記第26号様式によるものとし、原因を証する書面を添えて行わなければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第38条 売買参加者は、条例第29条第4項第1号及び第3号のいずれかに該当することと

なったときは遅滞なく、別記第27号様式により市長に届け出なければならない。

(売買参加者承認証等の返還)

第39条 売買参加者は、条例第31条又は条例第78条第3項の規定により、その資格を失ったときは、売買参加者承認証、売買参加者売買参加章、売買参加者売買参加補助証及び売買参加者売買参加補助章を市長に返還しなければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の取扱品目及び業種)

第40条 条例第32条第2項に規定する規則で定める第1種関連事業者の取扱品目は、別表第1のとおりとする。

2 条例第32条第1項の規定により、市長が許可する第2種関連事業者の業務は、飲食業、理容業、金融業その他市場利用者に便益を提供するもので市長が認める業務とする。

(関連事業者の許可申請)

第41条 条例第32条第3項の規定による関連事業者の許可申請書は、別記第28号様式によるものとする。

2 前項の場合において、この申請が第1種関連事業に係るものであるときは、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 当該申請者が個人である場合

- ア 履歴書及び写真2葉
- イ 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- ウ 住民票の写し
- エ 市町村長が発行する身分証明書
- オ 申請者が条例第33条第1項第2号及び第3号に該当しないことを誓約する書面
- カ 県、市町村民税及び固定資産税納税証明書
- キ 事業計画書
- ク 資産調書

(2) 当該申請者が法人である場合

- ア 定款及び規約等

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 業務を執行する役員の前号のアからカまでに掲げる書類

オ 事業計画書

カ 法人市民税の納税証明書

3 第1項の場合において、この申請が第2種関連事業に係るものであるときは、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 当該申請者が個人である場合

ア 履歴書及び写真2葉

イ 戸籍抄本又はこれに代わる書面

ウ 住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 県、市町村民税及び固定資産税の納税証明書

カ 事業計画書

(2) 当該申請者が法人である場合

ア 定款及び規約等

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 業務を執行する役員の前号のアからオまでに掲げる書類

オ 事業計画書

カ 法人市民税の納税証明書

(関連事業者の許可証の交付)

第42条 市長は、条例第32条第1項の規定により第1種関連事業又は第2種関連事業の許可をしたときは、別記第29号様式による許可証を交付するものとする。

(関連事業者の預託すべき保証金の額)

第43条 条例第34条第1項の規定による関連事業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに条例別表第5に掲げる使用料限度額(月額)の3倍とする。

2 第6条及び第20条第3項の規定は、前項の保証金に準用する。

(関連事業者の許可の取消し)

第44条 条例第36条第4項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとし、意見を陳述する期間は、通知到達の日から10日以内とする。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第45条 第1種関連事業者は、条例第33条第1項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは遅滞なく、別記第30号様式によりその旨を市長に届け出なければならない。

(名称変更等の届出)

第46条 条例第37条の規定による届出は、別記第31号様式によるものとし、これに理由書又は原因を証する書面を添えて行わなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第47条 条例第40条第1項及び第3項に規定するせり売をするときは、次の方法による。

- (1) せり売をする物品について、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後上場単位ごとにせり売を行わなければならない。
- (2) せり落しは、せり人が最高申込価格(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)を原則として3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、最高申込価格が指値(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)に達しないときは、この限りでない。
- (3) せり人は、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によって、せり落とし人を決定しなければならない。
- (4) せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにその価格、数量及び氏名又は商号若しくは番号を呼び上げなければならない。

2 条例第40条第1項及び第3項に規定する入札をするときは、次の方法による。

- (1) 入札をする物品について、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後別記第32号様式の入札票により入札を行うものとする。
- (2) 開札は、入札終了後直ちに行うものとし、最高価格(消費税額及び地方消費税額を除く。)の入札者を落札者とする。

(3) 前項第2号ただし書、第3号及び第4号の規定は、入札について準用する。

3 条例第40条第1項第2号に規定する規則で定める割合は、別表第2のとおりとする。

4 条例別表第3に規定するその他規則で定める物品は、別表第3のとおりとする。

(入札の無効)

第48条 入札は、次の各号のいずれかに該当するときはこれを無効とする。

(1) 入札金額その他指定記載事項が不明又は確認し難いとき。

(2) 入札に際し、不当又は不正行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により入札が無効となった場合は、開札の際その理由を明示し、入札が無効である旨を呼び上げなければならない。

3 同一人が2通以上の入札をしたときは、その者のした入札は無効とする。

(せり落とし又は落札の異議申立て)

第49条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項の異議申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命じることができる。

(相対取引の承認申請)

第50条 条例第40条第2項及び条例第41条に規定する特別な事情により相対取引の方法による場合の承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第33号様式及び別記第33号様式の2のとおりとし、同条の承認申請書は販売しようとする時刻の30分前までに市長に提出しなければならない。

2 条例第40条第2項の承認を受けて卸売をしたときは、別記第34号様式により数量及び価格を市長に報告しなければならない。

(卸売業者の開設区域内での卸売、その他の販売承認申請)

第51条 条例第42条第1項の規定による承認申請書には、次に掲げる事項を記載するものとし、承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第35号様式及び別記第35号様式の2のとおりとする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可申請等)

第52条 条例第44条第1項第1号及び第2項の規定による仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合の許可申請書及び許可書の様式は、それぞれ別記第36号様式及び別記第36号様式の2のとおりとする。

2 条例第44条第4項の規定による報告は、別記第39号様式のとおりとする。

(他の卸売市場の卸売業者又は買受人に対する卸売承認申請等)

第53条 条例第44条第1項第2号イの規定による承認申請書には、次に掲げる事項を記載するものとし、承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第37号様式及び別記第37号様式の2のとおりとする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 連携に関する契約の相手方の市場名及び卸売業者の名称
- (3) 他の市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

2 条例第44条第5項の規定による届出のうち、条例第44条第1項第2号に係る届出は、別記第40号様式により行うものとする。

(国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する卸売承認申請)

第54条 条例第44条第1項第3号イの規定による承認申請書には、次に掲げる事項を記載するものとし、承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第38号様式及び別記第38号

様式の2のとおりとする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容
- (8) 当該卸売をしなければならない理由

2 条例第44条第5項の規定による届出のうち、条例第44条第1項第3号に係る届出は、別記第41号様式により行うものとする。

(市場外に物品を保管する場合の場所の指定又は指定解除申出及び承認申請)

第55条 条例第45条第2項の規定による指定申出書の様式は、別記第42号様式のとおりとし、これに次に掲げる書類を添えて申し出なければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 指定の必要性を記載した書面

2 条例第45条第1項第1号の規定による市長の指定の様式は、別記第42号様式の2によるものとする。

3 条例第45条第3項の規定による指定解除申出書の様式は、別記第42号様式の3によるものとする。

4 条例第45条第4項の規定による承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第43号様式及び別記第43号様式の2のとおりとする。

(電子情報処理組織等を使用する取引の承認申請)

第56条 条例第45条第1項第4号の規定による規則で定めるものは、別表第4のとおりとする。

2 条例第45条第5項の規定による承認申請書には、次に掲げる事項を記載するものとし、承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第44号様式及び別記第44号様式の2のお

りとする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目
- (3) 取引方法
- (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限
- (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- (6) 実施期間
- (7) 当該取引に参加する全ての仲卸業者並びに売買参加者の氏名又は名称
- (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- (9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

3 条例第45条第5項による承認は、年1回の包括承認とすることができる。

4 新たに取引に参加する仲卸業者又は売買参加者があった場合には、卸売業者は1月ごとに取りまとめて追加承認申請書を提出するものとする。

5 第4項の追加承認申請書及び追加承認書の様式は、それぞれ別記第45号様式及び別記第45号様式の2のとおりとする。

6 水産物にあつては、等階級の記載を省略することができる。

7 条例第45条第6項第2号アの規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 産地
- (2) 引取単位

8 条例第45条第6項第2号イの規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 原料又は材料
- (3) 保存の方法
- (4) 原産地
- (5) その他表示すべき事項

(卸売業者の買受物品等の承認申請)

第57条 卸売業者が、条例第47条の規定による販売の委託の引受け又は買受けをしようとするときは、別記第46号様式により承認申請を行い、別記第46号様式の2による承認を受けなければならない。

(受託契約約款承認申請)

第58条 条例第49条第1項、第2項又は第4項の規定による受託契約約款の承認又は変更の承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第47号様式及び別記第47号様式の2のとおりとする。

(販売前における受託物品の検査等)

第59条 条例第51条第1項の規定による確認は、卸売業者立会いの上当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度及び品質等について行うものとする。

2 条例第51条第2項の規定による確認は、卸売業者又は卸売業者から検収の委託を受けた者が立会いの上当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度及び品質等について行うものとする。

3 条例第51条第3項の規定による証明申請書の様式は、それぞれ別記第48号様式及び別記第49号様式とし、証明書の様式は、それぞれ別記第48号様式の2及び別記第49号様式の2のとおりとする。

(仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合)

第60条 条例第52条第2項第1号の規定により、市長の許可を受けて仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卸売業者が通常取引において、仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていないとき。

(2) 卸売業者の行う通常卸売によっては、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する物品の必要量を充足できないとき。

(3) 仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、当該市場におけるその取引の状況からみて、仲卸業者が卸売業者の行う通常卸売では、価格的に買受けが制限されることとなるとき。

(仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入許可申請等)

第61条 条例第52条第2項第1号及び第3項の規定による許可申請書及び許可証の様式は、それぞれ別記第50号様式及び別記第50号様式の2のとおりとする。

2 条例第52条第5項の規定による届出は、別記第52号様式により行うものとする。

(他の卸売市場の卸売業者から買い入れた物品の販売の届出)

第62条 条例第52条第6項の規定による届出のうち、同条第2項第2号イに係る届出は、別記第53号様式により行うものとする。

(農林漁業者等からの買入承認申請等)

第63条 条例第52条第2項第3号イの規定による承認申請書には、次に掲げる事項を記載するものとし、承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第51号様式及び別記第51号様式の2のとおりとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (6) 実施期間
- (7) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- (8) 当該買入れをしなければならない理由

2 条例第52条第6項の規定による届出のうち、同条第2項第3号イに係る届出は、別記第54号様式により行うものとする。

(仲卸業者の開設区域内での販売承認申請)

第64条 条例第52条第7項の規定による承認申請書には、次に掲げる事項を記載するものとし、承認申請書及び承認書の様式は、それぞれ別記第55号様式及び第55号様式の2のとおりとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

(卸売予定数量等の報告)

第65条 条例第55条第1項に規定する報告時刻は、卸売のための販売開始時刻までに、別記第56号様式により行うものとする。ただし、売買取引の方法別の卸売予定数量については、卸売のためのせり取引の開始時刻の1時間前までに行うものとする。

2 条例第55条第2項の規定による報告は、卸売をした後速やかに、別記第57号様式により行うものとする。ただし、主要な品目については、別記第58号様式により当該販売終了後直ちに報告しなければならない。

3 条例第55条第3項の規定による報告は、別記第59号様式、別記第59号様式の2及び別記第59号様式の3により行うものとする。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第66条 条例第56条第1項の規定による公表は、卸売のための販売開始時刻までに行うものとする。ただし、売買取引の方法別の卸売予定数量については、卸売のためのせり取引の開始時刻の1時間前までに行うものとする。

2 条例第56条第1項及び第2項の規定による公表は、卸売業者の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第67条 条例第57条の規定による公表は、卸売場の見やすい場所に設置した所定の掲示板に掲示することにより行うものとする。

(上場順位)

第68条 物品の上場順位は、その物品が市場に入荷した順位による。ただし、これにより難い理由があると認めるときは、この限りでない。

(売買取引の単位)

第69条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときはこの限りでない。

(上場単位)

第70条 上場単位は、市長の承認を得て市場及び取扱品目の部類ごとに卸売業者が定める

ものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、別記第60号様式による承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、取引の適正化及び効率的な流通の確保を図るため、第1項の規定により承認した上場単位を変更する必要があると認めるときは、卸売業者に対し上場単位の変更を指示することができる。
- 4 第1項の規定による承認及び前項の規定による変更の指示は、別記第60号様式の2により行うものとする。

(相対取引の方法による物品の明示)

第71条 卸売業者は、条例第40条第1項第2号、第3号及び同条第2項の規定により、市長の承認を受けて相対取引の方法により卸売をしようとするときは、その物品にその旨を表示しなければならない。

(部外物品の受託の届出)

第72条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属さない物品又はその疑いのある物品の販売の委託を受けたときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(物品の下見)

第73条 卸売業者は、卸売に参加する者が現品又は見本の下見を十分に行うことができるよう措置しなければならない。ただし、銘柄によるときは、この限りでない。

(現品又は見本による取引)

第74条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本をもって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、これによることができる。

(指値の呼上)

第75条 卸売業者は、指値その他販売条件を付された物品を受託したときは、別記第61号様式により市長に届け出るとともに、その旨を当該物品に表示し卸売をする前に呼び上

げなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の表示及び呼上げをしないときは、指値をもって買受人に対抗することができない。

(委託者の指値等にそえない場合の取扱い)

第76条 卸売業者は、委託者の指値又は販売条件が付された受託物品について、相当期間内にその指値等によりこれを販売することができないときは、その旨を委託者又は代理人に通知しその指示を受けなければならない。ただし、委託者の指図を待つことにより委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を市長に届け出て当該指値等が付されなかったものとしてこれを販売することができる。

- 2 前項ただし書の規定による届出は、別記第62号様式により行うものとする。

(買受人の明示)

第77条 卸売業者は、条例第58条第1項の規定により卸売をした物品について買受人ごとに荷渡票を作成し当該物品に添付する等により買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

(販売原票の作成等)

第78条 卸売業者は、条例第58条第1項に規定する販売原票に基づき売渡票を作成し、買受人に交付するとともにその写しを市長に提出しなければならない。

(買受物品の引取りを怠った場合)

第79条 条例第58条第3項の規定による買受物品の引取りを怠ったと認められる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求しても、買受人が正当な理由なくこれを履行しないとき。
- (2) 買受人の所在が不明で引取りの請求ができないとき。

(保管の費用及び差額の支払期限)

第80条 条例第58条第3項の規定による保管の費用(消費税額及び地方消費税額を含む。以

下同じ。)は、買受人がその物品を引き取ったときに、同条第4項の規定による差額は、卸売業者が他の者に卸売をした当日に、それぞれ支払わなければならない。

(引取りのない買受物品の届出)

第81条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第58条第3項の規定により卸売業者が、買受人が引取りを怠った物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。
- (2) 買受人が条例第58条第3項の規定による保管の費用及び同条第4項の規定による差額の支払を怠ったとき。

(売買仕切書の写しの提出)

第82条 卸売業者は、条例第59条第1項の規定により売買仕切書を委託者に送付したときは、その写しを市長に提出しなければならない。

(卸売業者の使用する帳票の承認等)

第83条 卸売業者の使用する次に掲げる帳票は、業務内容を適格に把握することができる様式によるものとし、かつ、市長の承認を受けたものでなければならない。

- (1) 条例第58条第1項の規定による販売原票
 - (2) 条例第59条第1項の規定による売買仕切書
- 2 市長は、前項の帳票について、その様式が不適當であると認めるときは、卸売業者に対してその変更を指示することができる。

(仕切り及び送金に関する特約)

第84条 条例第60条に規定する仕切り及び送金に関する特約届出書の様式は、別記第63号様式のとおりとする。

(委託手数料の率)

第85条 条例第61条の規定による委託手数料の率は、取扱品目ごとに、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野菜及びその加工品 100分の8.5
- (2) 果実及びその加工品 100分の7.0
- (3) 花き 100分の9.5
- (4) 水産物及びその加工品 100分の5.5
- (5) 第3条に掲げる食料品・農産品等 100分の5.5

(売買仕切金の前渡し等の承認申請等)

第86条 条例第62条第2項、条例第63条第2項及び条例第66条第2項に規定する承認申請書の様式は、それぞれ別記第64号様式、別記第65号様式及び別記第66号様式のとおりとし、条例第62条第1項、条例第63条第1項及び条例第66条第1項に規定する承認書の様式は、それぞれ別記第64号様式の2、別記第65号様式の2及び別記第66号様式の2のとおりとする。

2 前項の承認申請書は、その支出する日の3日前までに市長に提出しなければならない。ただし、条例第62条第1項の規定による売買仕切金の前渡し等については、事業年度の支出を一括して承認を受けることができるものとし、この場合においては、3月15日までに翌年度分の承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 卸売業者は、条例第62条第1項の規定による売買仕切金の前渡し等を行った場合、条例第63条第1項の規定による出荷奨励金の交付をした場合及び条例第66条第1項の規定による完納奨励金を交付した場合は、それぞれ別記第67号様式、別記第68号様式及び別記第69号様式により毎月の支出の状況を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(支払猶予の特約の届出)

第87条 条例第64条第3項の規定による支払猶予の特約の届出書の様式は、別記第70号様式のとおりとする。

(買受代金の支払を怠った場合の届出)

第88条 卸売業者は、買受人が買受代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)の支払を怠ったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(卸売代金の変更)

第89条 条例第65条第1項ただし書の規定により、卸売代金の変更につき正当な理由があ

ると認める場合は、卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市場取引の経験からして予見し難い隠れた欠陥があるとき。

(2) 表示された数量、品質及び内容に著しい差異があるとき。

- 2 条例第65条第1項ただし書の規定による検査が終了した場合において、卸売業者が条例第65条第2項の規定による証明書の交付を請求する場合の様式は、別記第71号様式及び別記第72号様式のとおりとし、これに基づき市長が証明を行う場合の様式は、別記第71号様式の2及び別記第72号様式の2のとおりとする。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(卸売業者が実施すべき品質管理)

第90条 条例第67条第1項の規則で定める事項は、第2項から第93条までのとおりとし、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに行うものとする。

- 2 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、前項の事項とともに市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。

(2) 物品の鮮度、外観、容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。

(3) 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。

(4) 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。

(5) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。

(6) 物品の滞留時間の管理に関すること。

(7) 卸売場内における物品の取扱いに関すること。

(8) 卸売場内の衛生的な利用に関すること。

(9) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。

(10) 受託物品の検収に関すること。

(11) 市場施設等の清潔、衛生の保持に関すること。

(12) その他品質管理の徹底に関すること。

4 前2項の規定による届出の様式は、別記第73号様式のとおりとする。

(仲卸業者が実施すべき品質管理)

第91条 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めなければならない。

- (1) 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、別記第74号様式により市長に届出るとともに仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 腐敗に結びつく物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。
- (3) 物品の適正な温度管理を行うとともに、冷蔵庫での保管期間の短縮を図ること。
- (4) 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔、衛生の保持を図ること。

(売買参加者及び買出人が実施すべき品質管理)

第92条 売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めるものとする。

- (1) 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。
- (2) コールドチェーンが確保されるよう保冷、冷凍車両の利用に努めること。
- (3) 物品ごとの望ましい温度に配慮した取扱いを行うこと。

(市場関係者が実施すべき品質管理)

第93条 卸売業者、仲卸業者、その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両の利用に努めるものとする。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定及び使用許可申請等)

第94条 条例第68条第1項の規定による市場施設の使用指定申請書及び使用指定書の様式は、それぞれ別記第75号様式及び別記第76号様式のとおりとする。

2 条例第68条第2項の規定による使用許可申請書及び使用許可書の様式は、それぞれ別記第77号様式及び別記第78号様式のとおりとする。

3 前2項の規定は、条例第68条第3項の規定により使用指定又は使用許可申請を行う場合に準用する。

(指定等の期間)

第95条 条例第68条第1項の規定による使用指定及び同条第2項の使用許可の期間は、1年以内とする。

(用途変更及び原状変更許可申請)

第96条 条例第69条第2項ただし書の規定により、用途変更の許可を受ける場合及び条例第70条第2項に規定する許可申請書の様式は、別記第79号様式のとおりとする。

2 条例第70条第1項ただし書の規定による許可を受けた者は、模様替え等の工事が完了した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(市場施設返還の届出)

第97条 条例第71条の規定により、使用者が市場施設を返還しようとするときは、返還する日前7日までに市長に届け出て市場施設の検査を受けなければならない。

(清潔の保持等)

第98条 使用者は、業務終了後市場施設を清掃して廃棄物を所定の場所に集積する等常に清潔の保持に努めなければならない。

2 使用者は、容器及びその他の物を整とんし、これを通路その他自己の使用場所以外に放置してはならない。

3 使用者は、共同使用する市場施設について、清掃に関する責任者及び費用の分担その他必要な事項を定め、市長に届け出なければならない。

4 市長は、使用者に対して清掃、消毒その他清潔の保持について、必要と認める措置を命じることができる。

(市場施設毀損等の届出)

第99条 使用者は、故意若しくは過失により市場施設を滅失若しくは毀き損したとき、又は市場施設に修理を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(市場使用料)

第100条 条例第74条第1項の規定による市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。次条において同じ。)は、市場及び取扱品目の部類ごとに、別表第5に掲げるとおりとする。

(使用料の納付期限)

第101条 市場使用料は、取扱額割についてはその月分を翌月の25日までに、面積割については当月分をその月の25日までにそれぞれ納付しなければならない。この場合において、月の25日が民法第142条(明治29年法律第89号)に規定する休日及び土曜日に該当するときは、これらの日の翌日とする。ただし、納付期限前に市場施設を返還するときは返還時までには納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用期限が1年に満たない施設使用料については、使用指定又は使用許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の減免申請)

第102条 条例第75条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、別記第80号様式による申請書を市長に提出しなければならない。

第6章 市場運営協議会

(会長及び副会長)

第103条 条例第79条に規定する協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第104条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務所の所在地)

第105条 協議会の庶務は、中央市場課において処理する。

(委任)

第106条 条例及びこの規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第7章 市場取引委員会

(委員会)

第107条 条例第83条に規定する市場取引委員会(以下「委員会」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 松山市中央卸売市場中央市場青果部取引委員会
- (2) 松山市中央卸売市場中央市場花き部取引委員会
- (3) 松山市中央卸売市場水産市場水産物部取引委員会

(委員長及び副委員長)

第108条 委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第109条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第110条 委員会の庶務は、中央市場課及び水産市場課において処理する。

第8章 雑則

(卸売業者に事故がある場合の処理)

第111条 卸売業者は、条例第88条第1項前段の規定に該当することとなった場合に、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあった物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 条例第88条第1項の規定により、卸売業者が卸売業務の代行を命じられた場合及び同条第2項の規定により、市長が自ら卸売の業務を行う場合は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

(市場内の掲示事項)

第112条 市長は、次に掲げる場合は、これを市場内に掲示するものとする。

- (1) 条例第5条第2項及び第3項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしたとき。
- (2) 条例第6条第1項ただし書の規定により、開場の時間を変更したとき。
- (3) 条例第6条第2項の規定により、卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。
- (4) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売業務を廃止したとき。
- (5) 仲卸業者及び関連事業者の業務の許可をしたとき、若しくは売買参加者の承認をしたとき、又はその業務を停止したとき、若しくはその資格を失ったとき。
- (6) 条例第25条第1項の規定により、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可をしたとき、又は条例第25条第2項の規定により、仲卸業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。
- (7) 条例第26条第1項の規定により、仲卸業務の相続を認可したとき。
- (8) 条例第14条第1項の規定により、せり人の登録をしたとき、又は条例第17条第1項の規定により、その登録を消除したとき。
- (9) 条例第54条第3項の規定により、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。
- (10) 条例第78条の規定による処分をしたとき。

(11) 中央卸売市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。

(12) 前各号のほか、市長が必要と認めた事項

(検査職員の身分証明書)

第113条 条例第76条第2項に規定する、立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別記第81号様式のとおりとする。

(仲卸業者等の許可取消処分のお知らせ)

第114条 条例第78条第7項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとし、意見を陳述する期間は、通知到達の日から10日以内とする。

(委任)

第115条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則(平成18年4月11日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条、第29条及び第112条並びに第16号様式並びに第19号様式の改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

別表第1(第40条関係)

業種	取扱品目
乾物	(野菜及び果実の乾燥品)
	かんぴょう、干ぜんまい、わりな、切干大根、千切大根、干なつめ、その他野菜及び果実の乾燥品
	(干きのこ)
	干しいたけ、その他干きのこ類
	(穀製品)
	麩、ゆば、そうめん、干うどん、干そば、きしめん、ひやむぎ、

	マカロニ，生麺，餃子皮，ワンタン皮，納豆，その他穀製品
	(粉製品)
	小麦粉，パン粉，かたくり粉，しらたま粉，コンスターチ，きな粉，その他粉製品
	(雑穀類)
	大豆，小豆，大納言，大福豆，金時豆，黒豆，虎豆，青えんどう，白花豆，中長うずら豆，大麦，小麦，ごま，きび，ポップコーン，その他雑穀類
	(乳製品)
	バター，チーズ，煉乳，粉ミルク，牛乳，その他乳製品
	(食用油脂)
	食用油
	(調味料)
	醤油，ソース，食酢，みりん，ケチャップ，マヨネーズ，化学調味料，ふりかけ食品，砂糖，麺類用スープ，白みそ，赤みそ，もろみ，ひしお，地味噌，その他調味料
	(香辛類)
	カレー粉，こしょう，とうがらし粉，わさび，七味，一味，その他香辛調味料
	(びん詰及びかん詰)
	農産物のびん詰及びかん詰，畜産物のびん詰及びかん詰，水産物のびん詰及びかん詰
	(嗜好飲食品)
	コーヒー，ココア，紅茶，乳酸飲料，シロップ，ジャム，蜂みつ，氷みつ，清涼飲料，農産ジュース，即席飲食品，その他嗜好飲食品
	(海藻類)
	乾のり，加工のり，乾燥昆布，寒天，干わかめ，干あらめ，乾燥ひじき，その他乾燥海藻類

	(燻製品)
	いかの燻製，たこの燻製，さけの燻製，ますの燻製，さばの燻製，さんまの燻製，その他燻製品
	(ハム，ソーセージ)
	魚肉製品，鯨肉製品，その他ハム，ソーセージ類
	(削節類)
	かつを本節，かつをかめ節，まぐろ本節，まぐろかめ節，はなかつを，その他雑節(生節を除く)
	(魚類の漬物)
	魚類のこうじ漬，魚類のかす漬
冷凍食品	(野菜及び果実)
	グリンピース，枝豆，そら豆，ホールカーネルコーン，いんげん，きぬさや，その他豆類の冷凍食品 栗かぼちゃ，里いも，千切ごぼう，ポテトシャトー，人参シャトー，ほうれんそう，グリーンアスパラ，れんこんスライス，カリフラワー，中国レイシー，中国龍眼，その他野菜の冷凍食品，みかん，ミックスベジタブル，その他果実の冷凍食品，果汁
	(畜肉)
	若鶏チキングリラー，モモ正肉，手羽正肉，ササミ，砂ギモ，骨付手羽，骨付モモ，その他畜肉の冷凍品
	(冷凍調理品)
	えびフライ，小いわしフライ，かきフライ，ますフライ，ささみフライ，さけフライ，さよりフライ，シシヤモフライ，かわはぎフライ，白身フライ，エビボール，いか串フライ，えび玉フライ，手羽先フライ，餃子フライ，しゃもしゃも竜田揚，蒲揚フライ，その他フライ類の冷凍品，玉子ロール，茶碗むし，オイスターシチュー，ロールキャベツ，ナスサンド，フレンチオムレツ，イタリアンオムレツ，その他惣菜類の冷凍品 肉だんご，エビボール，その他煉製品の冷凍品，肉しゅうまい，

	餃子，肉まん，あんまん，その他中華類の冷凍品，一口ハンバーグ，ハンバーグカツ，ミンチカツ，その他ハンバーグ類の冷凍品，肉コロッケ，その他コロッケ類の冷凍品
漬物	たくあん漬，あら漬，らっきょう漬，うめ漬，うめ干，しょうが漬，福神漬，わさび漬，そ菜漬，こうじ漬，塩漬，千枚漬，しその実漬，そ菜のみりん漬，そ菜のかす漬，さけのかま漬，山菜のみそ漬，その他漬物類
佃煮	昆布佃煮，するめ佃煮，でんぶ佃煮，貝佃煮，小魚佃煮，大魚佃煮，のり佃煮，野菜佃煮，魚菜佃煮，その他佃煮類
豆腐	もめん豆腐，絹ごし豆腐，きらず，焼豆腐，その他豆腐
油揚げ	生揚げ，厚揚げ，松山揚げ，がんもどき，その他油揚げ類
てんぷら	魚フライ，タコフライ，エビフライ，イカフライ，野菜のてんぷら，その他てんぷら類
茶	緑茶，玄米茶，麦茶，昆布茶，その他茶類
菓子	和菓子，洋菓子，駄菓子，餅，赤飯
練製品	蒲鉾，ちくわ，てんぷら，その他練製品
鳥卵	鶏卵，うずらの卵
食肉	(食肉)
	牛肉，豚肉，鶏肉，すずめ，合がも，輸入肉，その他食肉類
	(食肉加工品)
	とり串焼，ミンチ加工品，その他食肉加工品
こんにゃく	こんにゃく
その他	酒，煙草
	衣料品，はきもの
	荒金物
	運搬業
	花き園芸資材，青果物の種苗
	米
	米飯，惣菜

別表第2(第47条関係)

市場	取扱部類	割合
中央市場	青果部	60%
	花き部	50%
水産市場	水産物部	50%

別表第3(第47条第4項関係)

市場	取扱部類	品目
中央市場	青果部	だいこん, れんこん, はくさい, きゃべつ, アスパラガス, ブロッコリー, 洋菜類, レタス, きゅうり, なす, トマト, ピーマン, ながいも, にんにく, しいたけ, 冷凍野菜, なし, びわ, もも, さくらんぼ, ぶどう, いちご, メロン及びすいか
水産市場	水産物部	かじき類, かれい類, たい類, いか類, たこ類, 魚卵及び海藻類

別表第4(第56条関係)

市場	取扱部類	品目
中央市場	花き部	(切花)大菊, 小菊, スプレーギク, カーネーション, スプレーカーネーション, バラ, スプレーバラ, 鉄砲百合, スカシユリ, オリエンタル系ユリ, グラジオラス, チューリップ,

		フリージャ、アイリス、アリアム、 オニソガラム、カラー、グロリオサ、 サンダーソニア、リヤトリス、アス ター、アルストロメリア、ガーベラ、 孔雀草、けいとう、コスモス、芍薬、 宿根カスミ草、宿根スターチス、ス イートピー、スターチス、ストック、 スナップ、ソリダスター、千鳥草、 デルフィニウム、デルフィニユー ム(大輪)、トルコききょう、撫子、 ヒマワリ、マーガレット、りんどう、 オンシジューム、カトレヤ、コチョ ウラン、シンビジューム、デンドロ、 デンファレ、バンダ、アスパラ、オ モト、シダ、ドラセナ、ヤシ
--	--	---

別表第5(第100条関係)

青果部

種別	市場使用料	
卸売場	取扱額割	取扱金額の1,000分の3
	面積割	1平方メートルにつき 月額113円
仲卸売場	取扱額割	条例第52条第2項の規 定により許可又は承認 を受けて販売した金額 の1,000分の3
	面積割	1平方メートルにつき 月額628円

買荷保管積込所		面積割	1平方メートルにつき 月額361円
倉庫(ア)		面積割	1平方メートルにつき 月額505円
倉庫(イ)		面積割	1平方メートルにつき 月額600円
バナナ加工所		面積割	1平方メートルにつき 月額1,600円
加工所		面積割	1平方メートルにつき 月額577円
青果冷蔵庫		一括	月額 1,513,070円
関連店舗		面積割	1平方メートルにつき 月額752円
業者事務所		面積割	1平方メートルにつき 月額567円
福利厚生施設		面積割	1平方メートルにつき 月額644円
金融機関事務所		面積割	1平方メートルにつき 月額865円
その他の施設	土地(空地)	面積割	1平方メートルにつき 月額258円
	地下埋設物	1メートル	外径15センチメートル 未満 年額 13円 外径15センチメートル 以上 年額 26円
	管理棟内事務室	面積割	1平方メートルにつき 月額876円

	専用駐車場	自動車1台	月額 2,575円
	会議室	1室	1時間 206円
	井水水栓	1箇所	月額 412円

備考 取扱額割市場使用料を除き，市場使用料の消費税額及び地方消費税額は，別途徴収する。この場合において，1円未満の端数は，四捨五入する。以下同じ。

花き部

種別	市場使用料	
卸売場	取扱額割	取扱金額の1,000分の3
	面積割	1平方メートルにつき 月額134円
仲卸売場	取扱額割	条例第52条第2項の規定により許可又は承認を受けて販売した金額の1,000分の3
	面積割	1平方メートルにつき 月額927円
買荷保管積込所	面積割	1平方メートルにつき 月額361円
倉庫(低温)	面積割	1平方メートルにつき 月額927円
温室	面積割	1平方メートルにつき 月額721円
関連店舗	面積割	1平方メートルにつき 月額1,133円
業者事務所	面積割	1平方メートルにつき 月額690円
福利厚生施設	面積割	1平方メートルにつき 月額721円

その他の施設	花き仮植場	面積割	1平方メートルにつき 月額52円
	地下埋設物	1メートル	外径15センチメートル 未満 年額 13円 外径15センチメートル 以上 年額 26円
	井水水栓	1箇所	月額 412円

水産物部

種別	市場使用料	
卸売場	取扱額割	取扱金額の1,000分の3
	面積割	1平方メートルにつき 月額113円
仲卸売場	取扱額割	条例第52条第2項の規定により許可又は承認を受けて販売した金額の1,000分の3
	面積割	1平方メートルにつき 月額927円
買荷保管積込所	面積割	1平方メートルにつき 月額361円
倉庫(ア)	面積割	1平方メートルにつき 月額515円
倉庫(イ)	面積割	1平方メートルにつき 月額206円
加工所	面積割	1平方メートルにつき 月額927円

冷蔵庫		面積割	1平方メートルにつき 月額927円
関連店舗		面積割	1平方メートルにつき 月額1,133円
業者事務所		面積割	1平方メートルにつき 月額690円
福利厚生施設		面積割	1平方メートルにつき 月額721円
金融機関事務所		面積割	1平方メートルにつき 月額1,648円
その他の施設	土地(空地)	面積割	1平方メートルにつき 月額258円
	地下埋設物	1メートル	外径15センチメートル 未満 年額 13円 外径15センチメートル 以上 年額 26円
	会議室	1室	1時間 206円
	調理室	1室(会議室を含む。)	1時間 1,000円
	海水水栓	1箇所	外径30ミリメートル 未満月額 515円 外径40ミリメートル 未満月額 824円 外径40ミリメートル 以上月額 1,545円
	場外荷受所	面積割	1平方メートルにつき 月額52円